

(様式第2号)

会 議 録

令和6年9月30日作成

会 議 の 名 称	第4回島本町立地適正化計画策定委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年7月12日（金）午後3時～3時40分		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	☒ 可・一部不可・不可
事務局（担当課）	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	3名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出 席 委 員	田中委員、植田委員、三角委員、小野委員、矢田委員、谷口委員 【事務局】 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、 森鎌参事、奥田参事、永井係長 危機管理室 中参事		
会 議 の 議 題	1. 会議の公開について 2. 前回委員会のご意見について 3. 島本町立地適正化計画（素案）について 4. その他		
配 付 資 料	「第4回島本町立地適正化計画策定委員会次第」、「第4回島本町立地適正化計画策定委員会配席図」、「島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿」、「資料1 前回委員会のご意見」、「資料2 島本町立地適正化計画（素案）」、「参考資料1 警戒レベル、情報、住民等がとるべき行動」、		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	1 開会 委員のみなさまがお揃いになりましたので、只今より、第4回島本町立地適正化計画策定委員会を開催いたします。 委員のみなさまにおかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。 本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。
事務局	◆ 会議の成立について 本日の策定委員会の出席についてご報告いたします。島本町立地適正化計画策定委員会委員6名のうち、本日は6名出席いただいております。「島本町立地適正化計画策定委員会規則」第5条第2項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことを報告いたします。
事務局	◆ 会議の進行について 会議中での発言に際しましては、挙手いただいた後、目の前にありますマイクのボタンを押していただいてからご発言いただき、発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
事務局	2 資料の確認 案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。 本日お配りしている資料といたしまして、 ・ 第4回島本町立地適正化計画策定委員会 次第 ・ 第4回島本町立地適正化計画策定委員会 配席図 ・ 島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿 ・ 資料1 前回委員会のご意見 ・ 資料2 島本町立地適正化計画（素案） ・ 参考資料1 警戒レベル、情報、住民等がとるべき行動 以上資料に不足等ありませんでしょうか。 お配りしております、参考資料1の「警戒レベル、情報、住民等がとるべき行動」ですが、前回お配りした際、最新の情報ではなかったことから、修正したものです。 修正した箇所といたしましては、警戒レベル3の3列目、前回配布した際は避難準備・高齢者等避難開始と記載していたものを高齢者等避難に修正しました。 また、警戒レベル4の3列目、前回配布した際は避難勧告、避難指示（緊急）と記載していたものを今回、避難指示に修正いたしました。 参考資料の説明につきましては以上です。 それでは、これからの案件の議事進行につきましては議長、よろしくお願いいたします。

	3 案件 (1) 会議の公開について
議長	それでは、早速ではございますが、案件に入ります。 案件1「会議の公開について」ですが本日、傍聴の申出はありますでしょうか。
事務局	はい。傍聴の申出が3件あります。
議長	只今、事務局よりありましたとおり、傍聴の申出があるようです。 つきましては、島本町立地適正化計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づき、案件1「会議の公開について」、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	ありがとうございます。では、許可しますので、どうぞ入室してください。 (傍聴者入室)
	(2) 前回委員会のご意見について
議長	傍聴者が入場されましたので、会議を続けてまいります。 案件2「前回委員会のご意見について」事務局から説明をお願いします。事務局からの説明の後、皆様の議論をお願いします。
	<資料説明>
事務局	資料1 前回委員会のご意見と資料2 島本町立地適正化計画(素案)の両方を見ていただきながら説明をさせていただきます。まず前回のご意見について、一覧表にしてお示ししております。資料2を見ながらの方がよろしいかと思いますので、まず資料2の8-1ページもご覧ください。 8-1ページの第8章誘導施策です。誘導施策の一覧表、表8-1ですが、ここでは方針1として、「都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくり」とそれに対する具体的な方針を示しておりまして、表の一番左側、分類のところの上から二つ目「にぎわいのある拠点づくり」の上から三つ目に「歴史文化の情報発信拠点、まちのにぎわい創出の場として、歴史文化資料館の有効活用」という施策があります。 前回、実施時期の目標というところの矢印を短期としておりましたが、ご意見として、歴史文化資料館の有効活用ということであれば短期ではなくて長期じゃないかという意見がありました。まさしくその通りですので、この部分につきましては、実施時期の目標の矢印を長期まで伸ばしました。 続きまして9-26ページをご覧ください。こちらでは防災指針の中の具体的な取組について記載しております。表9-3 具体的な取組という中で、具体的な取組の大きな項目の上から三つ目「避難所等の整備」という中の上から三つ目、「高齢者や障害者、女性、乳幼児、外国人などに配慮した避難所運営」という施策・取組を記載しております。

	前回、ここの乳幼児という言葉を入れていなかったのですが、このような並びであれば障害者、女性そして乳幼児という記載もあった方が良いのではないかというご意見をいただきましたので、乳幼児という言葉を追記しました。 続きまして 10-1 ページをご覧ください。第 10 章目標指標と進行管理のページです。その中の (1) 方針 1 に基づく目標指標の表の 10-1 の二つ目の「商店街の空き店舗数」をご覧ください。 基準値が 13 店舗で目標値よりも減少させていくという考え方を示しておりますが、ご質問として、現在の商店街の店舗数についての質問がありました。前は資料がなかったのでお答えできませんでしたが、確認した結果、82 件とわかりましたので記載しております。 それから、同じく 10-1 ページの下の方の表の 10-2 の二つ目の「保育所等の待機児童数」をご覧ください。ご意見として、今後人口が減っていくことを考えると保育所は余ってくるのではないかと、この指標は整備目標として適切なのかという意見がありました。町の関係課と議論し、最終的には残しております。その理由といたしまして、まず、人口ですが、現時点では、島本駅西地区の整備等もあり、増加傾向にあるということがまず一つ。 それから第五次総合計画においても指標としてこの保育所等の待機児童数というのを位置づけております。上位計画との整合性という意味からも、今回は計画の一つの目標として入れさせていただきたいと考えております。 また、資料 1 の対応のところに書いてありますが、立地適正化計画というのは一定期間、具体的に言うと 5 年ごとに、見直しをかける予定です。改訂の段階で、不具合等があれば必要に応じて再検討していくことも考えております。 それから計画（素案）に戻りまして 10-1 ページ表の 10-2 の一番下の整備目標に記載の「居住誘導区域内の人口割合」をご覧ください。前回会議時点で、この考え方とところに、現状の維持・増加ということで維持という言葉を入れておりましたが、計画を作るのに維持というのは望ましくないのではとご意見をいただきました。その通りだなということで、考え方は現状より増加に修正し、目標値については基準値よりも増加させる方向で、整備目標を定めさせていただきたいと思っております。以上が前回の委員会でもいただきましたご意見とその対応となります。
議長	<意見交換> それではただいま事務局から説明がありました案件 2、前回委員会のご意見について何かご質問ご意見ありましたらお願いいたします。 特にご意見ないということでよろしいでしょうか？
委員一同	(異議なし)
議長	それでは特にこの件についてはご意見がないようですので引き続きまして案件 3「島本町立地適正化計画（素案）について」事務局から説明をお願いいたします。事務局からの説明の後、皆様の議論をお願いします。

事務局	（３）島本町立地適正化計画（素案）について それでは島本町立地適正化計画（素案）についてご説明いたします。目次をご覧ください。 本日４回目の委員会ですが、これまで計３回の議論で、立地適正化計画の内容について議論いただきました。第１回目の際は、目次構成でいうと第１章から第４章、計画の方向性まで議論いただきました。 それから第２回については第５章から第７章までの居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設について議論いただきました。 そして、第３回目については第８章から第１０章までの誘導施策、防災指針それから目標指標と進行管理について議論をいただきました。これら３回の議論を踏まえ、今回島本町立地適正化計画（素案）ということでまとめました。 今回計画（素案）を作成するにあたり、再度、内容について、庁内関係各課に確認を依頼し、いくつか修正等のご意見等をいただいております。説明が必要と思われるものについて説明します。 まず３-５ページをご覧ください。こちらでは将来人口を掲載しており、図３-８将来人口推計では、まず緑のグラフが住宅開発規模を２５００人として条件設定し、町で独自に推計した島本町の将来人口推計値によるものです。そしてその少し下のオレンジのグラフが住宅開発規模を１５００人として条件設定したグラフです。そして、点線が社人研の将来推計のグラフです。 立地適正化計画は人口減少を見据えた計画ですので、当初、島本町の将来人口推計のうち下位推計をベースに検討しておりましたが、庁内で再度確認したところ、上位推計をもとに検討して欲しいとの意見がありましたことから、人口に係るものについては全て上位推計の方で修正させていただき図面も差し替えさせていただきました。 上位推計、下位推計とは申しまでも、数値的にはそれほど大きく変わるわけではありませんでした。また、３-８ページに人口密度増減分布図というのを掲載しており、これは令和２７年度から令和４年度を引いたもので、この２０年間にどの地域の人口が増加するかというのを示したものです。先ほどの条件設定、住宅開発規模を２５００人、１５００人と申し上げましたが、その条件設定の背景というのが、島本駅西地区の開発の部分の推計です。ここの色が赤から少し茶色に変わると、増加傾向にあるという形で表現されますが、全体的には大きな影響がないと見ており、今回、上位推計で図面の方を差し替えました。 次に７-５ページをご覧ください。誘導施設について記載しております。表の７-２に誘導施設として、大規模商業施設、病院、こども家庭センター、図書館、地域交流センター、テレワーク拠点施設、それから役場といった誘導施設をお示ししております。誘導施設の上から三つ目、現在はこども家庭センターと記載しておりますが、前回策定委員会時点では子育て世代活動支援センターという施設を入れておりましたが、庁内で再度確認したところ、もともと記載しておりました子育て世代活動支援センターが乳幼児の一時預かりや子育て世代の交流活動ができる複合的な施設として位置づけておりましたが、内部的に言いますと、町内でこのような乳幼児一時預かりをしているところの保育園や子育ての交流施設は地域に分散した形で現在既にあるというふうなことを確認しました。そういう意味で町としては拠点に集めるというよりはどちらかといった地域、身近なところにそういった施設がある方向が望ましいと考え、子育て世代活動支援センターは、誘導施設から省く方向で検討させていただきました。一方でこのこども家庭センター、(仮称)
-----	--

	こどもすこやかセンターが、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行う機関ということで来年1月から整備される予定です。これを誘導施設に入れてはどうかと意見がありましたことから、今回このこども家庭センター、(仮称)こどもすこやかセンターを誘導施設に位置づける方向で修正しました。 次に9-5ページをご覧ください。9-5ページの図の内、左側の図が淀川の、右側の図が水無瀬川が洪水で氾濫した際、どのように浸水が起こるかというふうなものを図面化したものです。ここに避難所等の分布を重ね合わせております。 ご覧いただくと、避難所は洪水から避けて整備されていることが分かります。前回策定委員会において、避難所からの徒歩圏として500mとそれから800mの二つの線を元々記載しておりましたが、今回、この500mという線を省く方向で再度整理しました。理由としましては、当初は500mというのは、高齢者の徒歩圏で利用できる距離ということで設定し、500mを超えたところに居住されている方々にとっては高齢者の方々が避難所等に行くのが困難になるだろうということで課題として挙げておりました。 これに関し、改めて関係課と調整したところ、特に洪水の場合は地震などにより起こる津波とは違い、津波であれば地震が発生してすぐに逃げなければいけないという時間的な制約があり、避難所が近くにあるかが問題である一方で、洪水の場合は一定危険性の予測ができることから、逃げることができ、距離が課題というわけではないのではないかという意見がありました。そういうことから高齢者の徒歩圏は課題とせず、一般的な800m圏内に避難所等があるということを示すことで徒歩圏500m圏域については課題から一旦外す方向で調整しました。 次に9-25ページをご覧ください。9-24ページから9-25ページでは防災指針で検討した問題点と課題を洗い出し、それを踏まえての対応方針、基本的な考え方を整理しております。9-25ページでは土砂災害と地震の対応方針の考え方を整理しております。その中の(5)地震についてですが、前回策定委員会時点では、地震についても洪水と同様に避難を基本としますという記載をしておりましたが、こちら関係課と調整したところ、地震というのは基本的に発生の予測が難しいことから、事前に避難するということができないのではないかということでした。その通りだなということで、基本的な考え方としては、建築物の耐震化や不燃化といった、被害を最小限に抑える対応を基本的な考え方とさせていただくという方法で、再度調整しました。 前回委員の皆様からいただいたご意見や関係課からのご意見を踏まえまして、改めて計画の素案とさせていただきます。
議長	＜意見交換＞ ご説明ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました案件3「島本町立地適正化計画(素案)について」何かご意見ご質問ありましたらお願いいたします。 特になしということでよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
議長	ありがとうございます。 今後といたしまして、パブリックコメントの実施が控えておりますが、必要な箇所を修正した

	うえて、パブリックコメントを実施する方向で進めることとしてよろしいでしょうか。 今日の会議以降で、何かお気づきの点がありましたら、事務局にお伝えください。また、今回特にご意見ございませんでしたが、今後修正がありましたときには会長を拝命しております私に一任させていただくということで考えておりますがそれでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	はい、ありがとうございます。 それではもし修正がありましたら確認した後にパブリックコメントの前に再度、パブリックコメント前に再度委員の皆様へ事務局からデータにて共有させていただきたいと思います。それでは引き続きまして案件4「その他」に移ります。事務局から何かございますか。
事務局	(5) その他 今後のスケジュールについてご説明いたします。 今後といたしましては、計画（素案）についてパブリックコメント及び大阪府との協議を予定しております。また、パブリックコメントの実施期間中に、立地適正化計画に関しての理解を深めていただくことを目的とした説明会の開催についても予定しております。いずれにおきましても8月からの実施を予定しており、パブリックコメント及び説明会につきましては、広報しまもと8月号及びHPでの周知を予定しております。 パブリックコメント及び大阪府との協議が終了いたしましたら、いただいたご意見を踏まえた計画（案）を作成し、第5回の策定委員会に諮らせていただきたいと考えております。 本策定委員会での審議については第5回での会議をもって終了となり、第5回については年内の開催を考えております。 第5回の会議でご議論いただいた計画（案）については、都市計画審議会において、ご意見をお聴きしたうえで、印刷・製本を経て完了となり、年度内の策定を予定しております。 以上でございます。
議長	はい、ありがとうございます。その他委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうか。
委員	すいません。7-5 誘導施設のこども家庭センターですが、これは行政施設ではなく子育て施設に入るんですか。
事務局	ありがとうございます。こちらについて確認させていただきまして、機能種別が行政施設か子育て施設かお示しさせられたらと思います。以上でございます。
議長	委員、よろしいですか。ありがとうございます。他には特にないということではよろしいですか。以上で本日予定していました案件は全て終了しましたので進行を司会にお返しします。

事務局	委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。委員の皆様におかれましても本日は大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。それでは第 4 回島本町立地適正化計画委員会を閉会させていただきます。
-----	--